

ひたちなか市立枝川小学校 いじめ防止基本方針

令和8年4月28日更新

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめは、「どの児童にも、どの学校でも起こり得る」、「いじめは決して許されない」という認識に立ち、いじめから児童を守るために、学校、家庭、地域、その他の関係機関が一体となって、一過性ではなく継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。そのためには学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ「いじめを生まない土壌づくり」、「いじめの起こりにくい環境づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接に関わっており、すべての教職員の日々の実践が求められる。

本校では、いじめの防止等（いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）の対策を最重要課題として捉え、以下の方針の下、効果的に推進する。

(2) いじめの定義

「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」（いじめ防止対策推進法第2条1項）

なお、いじめの発生場所は学校の内外を問わない。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを適正に判断するものとする。

2 いじめの防止等に取り組む組織

いじめ問題にあたっては、「いじめを根絶する」という強い意志をもち、学校全体で組織的な取組を行う。早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開する。いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ問題対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、児童の状況や地域の実態に応じた取組を展開する。

○ いじめ問題対策委員会

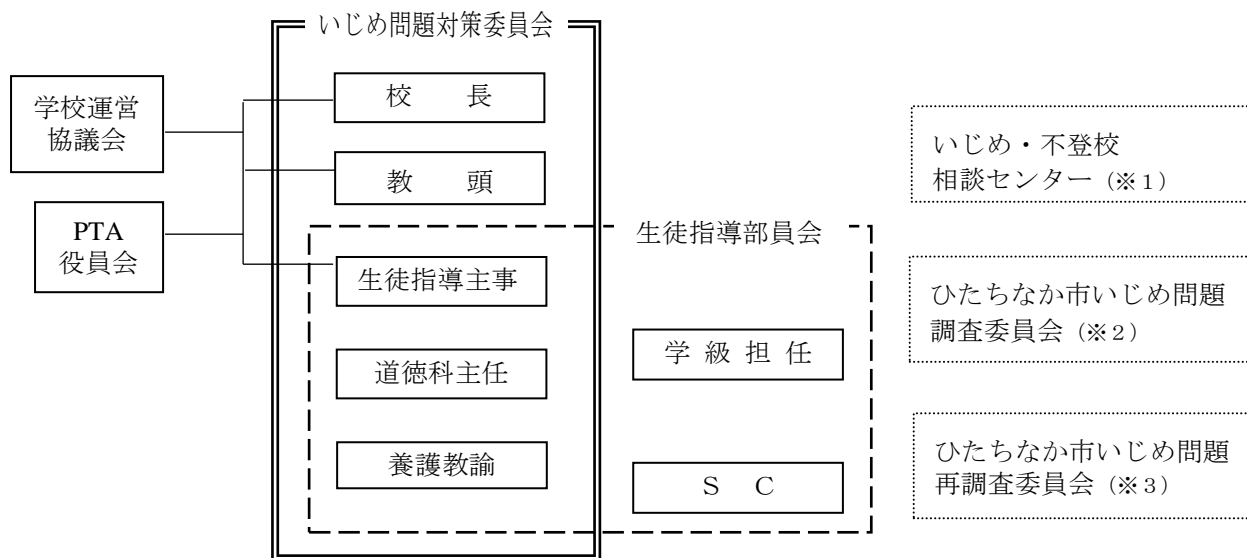
【役割】

- ・いじめを未然に防止するための取組や具体的な年間計画を作成する。
- ・いじめの相談・通報の窓口となる。
- ・いじめに関する情報の収集・記録・共有を行う。
- ・いじめ防止のための指導や対応方針を決定する。
- ・いじめを受けた児童又は保護者に対する支援を行う。
- ・いじめを行った児童に対する指導とその保護者に対する助言を行う。
- ・いじめ防止の取組についてP D C Aサイクルで検証を行う。

【構成員】

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、道徳科主任、養護教諭（本校では保健主事兼任）とし、状況に応じて学級担任や他の職員、スクールカウンセラーを追加するなど柔軟なメンバー構成とする。

<いじめ問題対策組織図>



※1…市教育研究所内に設置 ※2…市教育委員会の附属機関 ※3…市長の諮問機関

【開催】

- ・定例会議を毎月第一月曜日に開催するとともに、アンケートの結果等に応じて、随時開催する。
- ・いじめ問題対策委員会との関連を図るため、いじめ問題への対応については毎週金曜放課後の生徒指導情報交換会で必ず協議し、アンケートの結果等を踏まえ、該当児童の担任から情報提供を求める。さらに、毎月の定例職員会議で、職員間の情報共有の徹底を図る。

3 いじめの防止等のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止

いじめが起こらない学級・学校づくり等、いじめの未然防止に取り組む。そのため「いじめは、どの学校にも学級にも起こり得る」、「いじめは決して許されない」という認識をすべての教職員がもち、学校教育活動全体を通して、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てるとともに、児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事等に主体的に参加・活躍できる環境づくりに取り組む。

- 「魅力ある学校づくり」の取組（居場所づくりと絆づくり）の充実を図る。
 - ・学校が楽しい、みんなで何かをすることは楽しいと児童が思えるような取組を意識し、児童同士をつなぐ指導を行うとともに、児童の自己肯定感を高めることができるようにする。
- わかる授業づくりを進める。
 - ・教科主任会、教科部員会及び相互授業参観等を通して、意見交換を活発にし、わかる授業、児童が主体的に参加・活躍できる授業づくりを進める。さらに、授業の規律（正しい姿勢、発表の仕方や聞き方等）の確立を進める。
- 「笑顔プロジェクト」と関連した児童会活動の充実を図る。
 - ・学年・学校行事における主体的な活動を通して、児童が自分自身を価値ある存在と認め、お互いを大切に思い、支え合い助け合う絆づくりに努める。
 - ・小規模校で固定化された人間関係になりやすいため、人権教育の推進を図るとともに、一人一人に活躍の場を与えることにより、自他を大切にしようとする実践的な態度の育成に努める。

- 道徳教育の充実を図り、豊かな人間性を育てる。
 - ・いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の低下から発生していることを踏まえ、道徳教育において、心根が揺さぶられる教材等を吟味し、いじめの抑止につながる授業実践に努める。
- 日常的な教育活動を通して児童の発達を支える働きかけを行う。
 - ・日々の挨拶、声かけ、励まし、賞賛など、授業や行事等を通じた個と集団への働きかけにより、自己有用感、思いやり、協働性、課題解決力などを含む社会的資質・能力の育成に努める。
- いじめの未然防止をねらいとした教育プログラムを実施する。
 - ・いじめ防止教育、SOSの出し方に関する教育、情報モラル教育等のプログラムを計画的に実施する。その際、スクールカウンセラーやICTサポーター等の専門家の協力を得るなどして、効果的な指導ができるよう工夫する。
- 保護者や地域の方への働きかけを行う。
 - ・いじめの未然防止の取組について、学校だよりやホームページ等による広報活動を積極的に行うことにより、開かれた学校づくりに努める。
 - ・児童のボランティア活動（地域行事への参加等）、職業体験、福祉体験等の活動を行い、地域の方と交流を深める機会を設ける。

(2) いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努めるとともに、児童の小さな変化（サイン）を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。また、児童に関わるすべての教職員の間で情報共有し、保護者とも連携して情報を収集する。

- 早期発見の手立て

【日々の観察】

- ・ 日常の生活の中での教職員の声かけ等、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配り、児童がいるところには、教職員がいることを目指し、児童と共に過ごす機会を積極的に設ける。

【教育相談】

- ・ 児童が悩みやいじめ等についていつでも教師と相談できる体制づくりを行う。
- ・ 全校児童を対象に、定期的に教育相談を実施する。

【生活（いじめ実態調査）アンケート】

- ・ 毎月1回、定期的な生活（いじめ実態調査を含む）アンケートを必ず実施する。なお、いじめられている児童にとっては、その場で記入することが難しい状況が考えられ、実施方法については記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮する。
- ・ アンケートの実施の結果、記載内容、認知漏れがないかなどを十分確認する。また、いじめの認知件数がゼロであった場合は、当該事実を児童や保護者等に公表し、検証を仰ぐなど、認知漏れがないか再度確認する。

【保護者との信頼関係の構築】

- ・ 日頃から、児童のよいところや気になるところ等、学校の様子について連絡することを心掛け、保護者がいじめに気付いたときに、即座に学校へ連絡できるよう、保護者との信頼関係を築くことに努める。

(3) いじめへの対応

いじめの兆候を発見したときは、それを軽視せず、早期に適切な対応をする。何よりもいじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行うとともに、解決に向けて教職員一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に支援する。

○ いじめ発見時の対応

- ・いじめの兆候を発見した教職員は、その時に、その場で、いじめをやめさせるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行う。併せて、学級担任、生徒指導主事に連絡し、迅速かつ組織的に事実確認を行い、ただちに管理職に報告する。なお、事実確認の際は、複数の教職員で対応することとし、「いじめ問題対策委員会」の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。
- ・様々な情報やアンケートの結果等をもとに、いじめの兆候または疑いがある場合は、企画会での協議を経て、いじめであるか否かの判断（いじめの認知）を、組織的な事実関係の把握を十分に踏まえ、「いじめ問題対策委員会」で行う。

○ いじめが起きた場合の対応

- ・「いじめ問題対策委員会」を中心に対応を決定し、以下の対応を迅速かつ組織的に行う。
 - ① いじめを受けた児童に対する支援及びその保護者に対する情報提供と支援。
 - ② いじめを行った児童に対する指導及び支援並びにその保護者に対する支援。
 - ③ 周囲の児童を含めた全体の問題として捉えて対処する。
- ・いじめへの対応が指導上困難である場合（複数の学校が関係したり他市町村など広域にわたったりする場合、また学校以外で起きた場合）には、ひたちなか市教育委員会と速やかに連携を図り、「いじめ・不登校相談センター」所属の教育相談員、警察や児童相談所等の関係機関と連携するなど、より適切な対策を講ずる。
- ・いじめを受けた児童が安心して教育が受けられる措置として、いじめを受けた児童の保護者が、就学指定校の変更、区域外就学等を希望する場合には、ひたちなか市教育委員会と連携して弾力的に対応する。
- ・インターネットを通じて行われる不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐため、直ちに削除等の措置を行い、必要に応じて、警察のサイバー対策部門や関係機関の協力や援助を求める。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときには、ひたちなか市教育委員会と連携して弾力的に対応する。

○ いじめ問題の解消後の継続的な対応

- ・いじめ問題の解消の判断を次のとおりとする。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消をすることはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている場合であり、また必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものである。

- ① いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいることを目安とする。
 - ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないことを、面談等で児童本人・保護者に確認する。
- ・教育相談、日記、手紙などで積極的に関わり、その後の状況について把握に努める。
 - ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学校・学級づくりへの取組を強化する。

4 重大事態への対応

- 重大事態（いじめ防止対策推進法第 28 条）
以下の場合を重大事態として取り扱う。
 - ① いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（法第 28 条第 1 項第 1 号）
 - ② いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（法第 28 条第 1 項第 2 号）相当の期間については、年間 30 日を目安とするが、いじめを受けた児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、厳密に 30 日間に至らない場合でも、市教育委員会又は学校の判断により、重大事態として取り扱う。
- 重大事態が発生したときの対応
その旨をひたちなか市教育委員会に報告（法第 30 条第 1 項）するとともに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省・平成 29 年 3 月）「いじめの重大事態対応マニュアル」（茨城県教育委員会 平成 31 年 1 月）等に基づいた対処をする。
- 関係機関への支援要請
重大事態の対応において、ひたちなか市教育委員会と連携の上、必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請する。

5 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の 2 点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見・事案対処に関すること
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

【参考資料】

- 「いじめ防止対策推進法」平成 25 年 9 月
- 「いじめの防止等のための基本的な方針」文部科学大臣決定 平成 25 年 10 月（最終改定 平成 29 年 3 月 14 日）
- 「茨城県いじめ防止基本方針」茨城県 平成 26 年 3 月
- 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」文部科学省 平成 29 年 3 月
- 「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について（通知）」29 初児生第 42 号 平成 30 年 3 月 26 日、義教第 124 号 平成 30 年 4 月 11 日
- 「いじめの重大事態対応マニュアル」茨城県教育委員会 平成 31 年 1 月
- 「ひたちなか市いじめ防止基本方針」ひたちなか市 令和元年 7 月 22 日改定
- 「生徒指導提要」文部科学省 令和 4 年 12 月改定

【連絡先】

- ひたちなか市教育委員会指導課 029(273)0111（内線 7331、7332）
- ひたちなか市教育研究所 029(274)7837
- ひたちなか警察署青少年係 029(272)0110